

瀬戸市パートタイム会計年度任用職員登録者募集要項

1 会計年度任用職員とは

地方公務員法等の改正により、これまでの臨時・非常勤職員制度に代えて、令和2年度から会計年度任用職員制度が創設されました。会計年度任用職員は、一会計年度(4月1日から3月31日まで)を超えない範囲内で任用される非常勤の公務員です。「パートタイム会計年度任用職員」は1週間当たりの勤務時間が、常勤の勤務時間(38時間45分)より短い勤務時間となります。

2 募集職種

職 種	基準となる職務	必要な資格等
(1) 一般行政事務職	定型的又は補助的な業務を行う職務	
(2) 図書館司書職	図書館司書の職務	司書の資格を有する方
(3) 技術職 (土木・建築・機械・電気・化学)	1 土木技師の職務	大学等において土木に関する専門課程を専攻されていた方又は一級若しくは二級土木施工管理技士の資格を有する方
	2 建築技師の職務	大学等において建築に関する専門課程を専攻されていた方又は一級若しくは二級建築士の資格を有する方
	3 機械技師の職務	大学等において機械工学に関する専門課程を専攻されていた方
	4 電気技師の職務	大学等において電気工学に関する専門課程を専攻されていた方又は第三種電気主任技術者の資格を有する方
	5 化学技師の職務	大学等において化学に関する専門課程を専攻されていた方
(4) 保健師職	保健師の職務	保健師の資格を有する方
(5) 看護師職	看護師の職務	看護師の資格を有する方
(6) 管理栄養士職	管理栄養士の職務	管理栄養士の資格を有する方
(7) 保育士職	保育士の職務	保育士の資格を有する方
(8) 労務職 (用務員・調理員・技能員)	1 小中学校等の用務員の職務	
	2 小中学校等の調理員の職務	
	3 技能員の職務	

3 申込資格

年齢：不問

学歴：高等学校以上を卒業した方

（高等学校卒業程度認定試験（旧大学入学資格検定）合格者を含む）

※ 地方公務員法第16条に該当する方は、申し込みできません。

- ・ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- ・ 瀬戸市において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- ・ 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、地方公務員法第60条から第63条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた者
- ・ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

※ 申込職種により必要となる資格がありますので、「2 募集職種」の「必要な資格等」欄をご確認ください。

4 任期

4月1日から翌年3月31日までの1年以内

※ 翌年4月1日以降も任用される場合があります。

5 申込方法

(1) 申込期間

日程：随時受け付けています。

※ 土・日曜日、国民の祝日、年末年始（12月29日から1月3日まで）を除く

時間：午前9時00分から午後4時00分まで

(2) 申込書類

瀬戸市会計年度任用職員登録申込書

(3) 申込場所

人事課（市役所南庁舎4階）

※ 「瀬戸市会計年度任用職員登録申込書」を直接提出してください。

※ 申込時に選考を実施しますので、電話でご予約のうえ、申込書類をお持ちください。

6 選考方法

「瀬戸市会計年度任用職員登録申込書」による書類選考及び面接により、会計年度任用職員登録者台帳への登録について選考します。

※ 選考の結果は、選考後速やかに文書にてお知らせし、会計年度任用職員登録者台帳に登録されることとなった場合は、登録された年度を含めた5年度の期間登載されます。

※ 登録後、各職場において求められる任用条件に合致した場合に任用されます。（会計年度任用職員登録者台帳に登録されても、任用されない場合があります。）

7 勤務条件

(1) 報酬(地域手当相当額を含む)

職種や勤務時間等により支給額が異なります。

職 種	時 給	月額例 (1日の勤務時間が6時間で 週5日勤務の場合)
1 一般行政事務職	1,331円	163,714円
(2) 図書館司書職	1,460円	179,600円
(3) 技術職	1,597円	196,490円
(4) 保健師職	1,597円	196,490円
(5) 看護師職	1,566円	192,644円
(6) 管理栄養士職	1,566円	192,644円
(7) 保育士職	1,373円 ~1,746円	168,898円 ~214,801円
(8) 労務職		
用務員・調理員	1,331円	163,714円
技能員	1,706円	209,952円

※ 令和8年4月1日時点

※ 法令や給与制度の見直し等により、変更する場合があります。

※ 上記のほか、勤務実績に応じて、時間外勤務手当等に相当する報酬を支給します。

(2) 期末・勤勉手当

ア 支給要件

期末手当	勤勉手当
<ul style="list-style-type: none"> ・1週間当たりの勤務時間が15時間30分以上の方 ・基準日(6月1日及び12月1日)に在籍する方 ・一会計年度(4月1日から3月31日まで)内において6か月以上の任用期間がある方 	<ul style="list-style-type: none"> ・1週間当たりの勤務時間が30時間以上の方 ・基準日(6月1日及び12月1日)に在籍する方 ・一会計年度(4月1日から3月31日まで)内において6か月以上の任用期間がある方

イ 支給時期

6月期及び12月期

(3) 勤務時間

原則、午前9時から午後4時までの範囲内

※ 職種や配属先によっては、勤務時間が異なる場合があります。

※ 勤務時間外に勤務する場合があります。

(4) 休 日

土・日曜日、国民の祝日、年末年始(12月29日から1月3日まで)

※ 配属先によっては、休日が異なる場合があります。

(5) 休 暇

- ・ 年次有給休暇
任用期間が6か月を超えることが見込まれる場合に、労働基準法第39条に基づき付与します。
- ・ その他の休暇
特別休暇(忌引休暇、夏期休暇等)

(6) 条件付採用期間

原則採用後1か月間

※ 条件付採用期間に職務を良好な成績で遂行したときに正式採用となります。

※ 採用後1か月間の勤務日数が15日に満たない場合には、その日数が15日に達するまで(最長で任期の末日まで)延長します。

(7) 服務及び懲戒

地方公務員法上の服務に関する次の各規定が適用され、かつ、懲戒処分等の対象となります。

- | | |
|-----------------------|-------------|
| ・ 服務の根本基準 | ・ 職務に専念する義務 |
| ・ 服務の宣誓 | ・ 政治的行為の制限 |
| ・ 法令等及び上司の職務上の命令に従う義務 | ・ 争議行為等の禁止 |
| ・ 信用失墜行為の禁止 | ・ 秘密を守る義務 |

※パートタイム会計年度任用職員は営利企業従事(兼業)制限については対象外となりますが、届出が必要となります。

8 その他

- (1) 提出書類の返却には応じません。
- (2) 提出書類の記載事項に不正があった場合は、登録や任用を取り消す場合があります。
- (3) 日本国籍を有しない方も申込みできますが、公権力の行使又は意思決定の形成への参画に携わる職に就けない場合があります。
- (4) 「瀬戸市会計年度任用職員登録申込書」に記入された個人情報については、任用以外の目的で使用しません。



■ 問い合わせ先 ■
〒489-8701 愛知県瀬戸市追分町64番地の1
瀬戸市総務部人事課人事給与係(市役所南庁舎4階)
電 話 : (0561) 88-2511 (直通)
FAX : (0561) 88-2513
メール : jintai@city.seto.lg.jp

